

## 【相談事例】

SNSで、食事制限や運動をしなくても楽にダイエットができるというオンライン診療の広告を見つけた。スマートフォンを用いて簡単に予約ができ診療を受けられるとあったので、予約をした。ビデオ通話で診察を受けたが、医師の名前はわからず、診察も簡単なものだった。食べ過ぎを防止するための薬が1年間に4回届くという料金約27万円のコースを勧められたが、続かないかもしれないのに高額で不安だと言うと、別のスタッフに強く勧められ、クレジットで毎月支払うことになった。

後日、自宅に1回目の薬が84錠も届き、よく調べると糖尿病の治療薬だった。少し服用したものの、糖尿病でもないのに糖尿病治療薬を飲み続けることが不安になったので中途解約を申し出たが、1年

コースなので解約できないと回答された。解約できないか。(50歳代)

## 【処理結果】

当センターは、オンライン診療サイト運営業者に対し、厚生労働省や関係機関も糖尿病治療薬等の適用外使用について注意喚起していることを説明し、瘦身目的で糖尿病患者でない者に糖尿病治療薬を処方することは健康被害など安全上問題があると指摘した。また医師は名前を名乗らず医師免許証の提示もしなかったとのことなので、厚生労働省が作成した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」<sup>じゅんしゅ</sup>を遵守していないと指摘したところ、事業者は2回目以降の解約に応じることで合意した。

# ダイエットのオンライン診療を受けたら 高額な糖尿病の治療薬を処方された

(公財) 関西消費者協会 相談グループ主任  
白崎 夕起子 (しらさき・ゆきこ)

## 解説

コロナ禍で医療機関の受診が困難になったことがきっかけでオンライン診療が普及しました。厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」によると、安全性・必要性・有効性の観点から慎重に判断し、適切な診療を実施しなければならないとされています。しかし、美容医療のオンライン診療で、瘦身目的で安全性・有効性が確認されていない糖尿病治療薬が処方されるというトラブルが発生しています。問診も不十分で、処方する薬の内容の説明も不十分な場合もあります。画面の向こうで名前も名乗らず医師免許も提示しない白衣を着用した人が信頼できる医師であると判断することも難しいと考えられます。また、本件では、オンライン医療サイト運営業者は医療機関ではなく、提携している医療機関が診察・処方しているとのことでしたが、診察・処方した医療機関のホームページを確認すると、所在地は遠方で、医師の名前も掲載されておらず、薬を服用して体調が悪くなった場合に直接受診できるとは考えられません。

必要性の観点からは、消費者側にも適切な判断が求められます。楽にダイエットできるという広告に惑わされず、本当に必要な美容医療なのか、慎重に検討するべきでしょう。受診するときには、治療内容や処方薬、副作用やリスク等について医師からしっかり説明を受け、また、長期間継続する場合は解約条件等をよく確認し、納得できない場合や不安がある場合はその場で契約しないという判断も必要でしょう。